

千代田区議会国外都市行政調査実施要綱

(平成12年5月19日 議長決裁)

東京都千代田区議会国外都市行政調査実施要綱(平成6年5月31日議長決裁)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 千代田区議会は、近年の社会経済情勢の急激な進展や変化する区民要望を常に把握し、本区が抱えるさまざまな課題に的確に対応した、区民本位の議会活動を進めている。

地方分権や都区制度改革の実現により、本区は基礎的公共団体に位置づけられ、区民に最も身近な自治体として新たな第一歩を踏み出した。各自治体の自己決定権と自己責任が拡大し、自治体間における行政サービスの競争が強まる中で、区的意思決定機関である区議会の果たす役割は、一段と重要度を増している。

このような状況の下、区政課題の解決に向け、広く諸外国の先進自治体の福祉施策をはじめ、地場産業、環境、教育、文化等の行政施策について、積極的に調査を行うことが区議会の責務であり、このことが本区の存在を諸外国にアピールすることにもつながっていく。

また、区民を含めて、国外諸都市との積極的な平和・親善交流を行っていくことは、相互の信頼関係を築くばかりでなく、国際平和都市千代田区として世界の恒久平和の実現に大きく貢献するものである。

区議会は、その職責の重大さを認識し、区の事業との整合をはかりながら、区行政を側面から援助するとともに、自ら進んで調査研究を行い、議決機関としての役割りを果たしていかなければならない。そのため、国外都市行政調査(以下「行政調査」という。)を実施し、その成果を活かし区政課題の解決を図るとともに、議員の視野を広め、資質の向上と議会活動の活性化に資することを旨として、この要綱を定める。

(行政調査の種別)

第2条 行政調査の種別は次のとおりとする。

- (1) 都市交流・都市提携に向けた調査(以下「都市交流型行政調査」という。)
- (2) 区政課題のうち、特定の課題解決に向けた調査
 - ア 課題設定型行政調査
 - イ 課題提起型行政調査
- (3) 会派合同の行政調査

(4) 会派独自の行政調査

(事業計画)

第3条 議長は、毎年度9月末日までに、前条第1号及び第2号のアの行政調査の調査事項、訪問都市、予算、人員等の概要を記載した行政調査の事業計画書(以下「事業計画書」という。)を作成するものとする。

2 前条第2号のイに規定する課題提起型行政調査を希望する議員若しくは会派の代表者は、毎年度8月末日までに、調査事項、訪問都市、予算、人員等の概要を記載した事業計画書を議長に提出しなければならない。

3 前条第3号に規定する会派合同の行政調査を行う場合は、会派合同の代表者は、行政調査の調査事項、訪問都市、予算、人員等の概要を記載した行政調査の事業計画書を議長に提出しなければならない。

4 前条第4号に規定する会派独自の行政調査を行う場合は、当該会派の代表者は、行政調査の調査事項、訪問都市、予算、人員等の概要を記載した行政調査の事業計画書を議長に提出しなければならない。

(事業計画書の内容協議)

第4条 議長は、前条第1項及び第2項の事業計画書を作成し又は提出を受けたときは、各派協議会に諮り、その内容を協議した上で、所要経費の予算措置について、事務局長に指示するものとする。

2 議長は、前条第3項及び第4項の事業計画書の提出があったときは、各派協議会に速やかに報告しなければならない。ただし、事業計画書の内容で協議する必要があると認められる場合は、各派協議会で協議することができる。

3 議長は、前項の協議を行った場合で、所要経費の予算措置が必要となるときは、事務局長に予算措置を指示するものとする。

(経費)

第5条 行政調査は、予算措置された範囲内で実施する。ただし、各派協議会において協議が整った場合は、会派で負担する経費を充てることができる。

(行政調査の決定)

第6条 行政調査の実施及びその内容等は、各派協議会に諮り議長が決定する。

(準備小委員会の設置及び委員)

第7条 議長は、前条の決定を行った場合は、行政調査の準備事務を処理するため、「準備小委員会」(以下「小委員会」という。)を設置するものとする。

2 小委員会の委員は、各派協議会メンバー若干名で構成する。ただし、議長が必要と認めるときは、派遣予定議員を委員に指名することができる。

(小委員会の職務)

第8条 小委員会は、事業計画書に基づき、具体的な行政調査の内容を記載した

計画書（以下「調査計画書」という。）を作成しなければならない。

（派遣議員の決定及び調査団の結成）

第9条 議長は、各派協議会に諮り、派遣議員を決定する。

2 派遣議員は調査団を結成し、それぞれ役割分担を定め、その職務を行うものとする。

（事前調査）

第10条 調査団は、効率的かつ効果的な調査を実施するため、調査事項のほか必要事項についてあらかじめ十分な事前調査を行うものとする。

（報告書の作成）

第11条 調査団は、調査終了後3ヶ月以内に調査研究した事項について報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項に基づき報告書を提出した後、速やかに報告会において報告を行うものとする。

（会派合同又は会派独自の行政調査）

第12条 会派合同又は会派独自の行政調査を行う場合は（第4条第3項の規定により、予算措置された行政調査を除く。）会派合同の代表者又は会派の代表者は、第1条に規定する趣旨を尊重するとともに、調査計画書を議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項に規定する調査計画書が提出された場合は、速やかに各派協議会に報告するものとする。

3 会派合同の代表者又は会派の代表者は、調査終了後3ヶ月以内に調査研究した事項について報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、国外都市行政調査に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年5月19日から適用する。

2 東京都千代田区議会議員国外行政調査実施要綱（平成6年5月31日議長決裁）は、廃止する。